○国土交通省告示第二百七十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間
関越自動車道	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字稲荷東二三六六番一から同県大里郡寄居町大字赤浜字鶴巻二六七二番まで
新潟線	平成二十三年三月十七日十三時

○国土交通省告示第二百七十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間
関越自動車道	渋川市八木原字西原七九九番二から同市八木原字沖田一六〇番五まで
新潟線	平成二十三年三月十七日十三時

○国土交通省告示第二百七十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年一月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5027号	自動拡散型粉末消火器（小型船舶用）	ＤＤ—500W型	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近３丁目５番地

○国土交通省告示第二百七十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年二月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ—439号	仕切り隔壁（Ａ６０級）	ＢＢ—104	ＳＴＡＣＯ株式会社	大韓民国釜山広域市江西区松亭洞緑山工業団地1589—3
第Ｆ—440号	〃	ＢＢ—105	〃	〃
第Ｆ—441号	仕切り甲板（Ａ６０級）	ＢＤ—105	〃	〃
第Ｆ—442号	仕切り隔壁（Ａ３０級）	ＳＢ—104	〃	〃
第Ｆ—443号	仕切り甲板（Ａ３０級）	ＳＤ—104	〃	〃

○国土交通省告示第二百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年二月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5031号	粉末消火器（持運び式）	ＳＤＰＣ—17X型	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近３丁目５番地
第5032号	粉末消火剤	粉末消火器（持運び式）ＳＤＰＣ—17X型用	〃	〃
第5037号	粉末消火器（移動式）	ＰＰ—55M型	〃	〃

○国土交通省告示第二百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年二月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ—445号	不燃性材料	ＭＦ100	ROCKWOOL A／S	Hovedgaden 501, 2640 Hedehusene, Kingdom of Denmark
第Ｆ—446号	仕切り甲板（Ａ６０級）	ＡＤＫⅡ（ＭＦ100）	〃	〃
第Ｆ—447号	不燃性材料	ＭａＦ130	〃	〃
第Ｆ—448号	仕切り甲板（Ａ６０級）	ＡＤＫⅢ（ＭａＦ130）	〃	〃
第Ｆ—449号	仕切り隔壁（Ａ６０級）	ＡＢＨＢⅡ（ＭａＦ130）	〃	〃
第Ｆ—456号	仕切り隔壁（Ａ６０級）	ＡＢＨＲⅡ（ＭａＦ130）	〃	〃

○国土交通省告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画公園事業三・三・二三四—五号千里丘公園

三　事業施行期間　自平成二十三年三月十七日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市千里丘四丁目地内

使用の部分　大阪府摂津市千里丘四丁目地内

○関東地方整備局告示第八十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十三年三月十七日　関東地方整備局長　下保　修

名称　国営昭和記念公園

位置　東京都立川市泉町

区域　別紙図面のとおり（略）

（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十三年三月十七日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十三年四月一日